

補助金紹介

■小規模事業者持続化補助金 公募開始！

申請期間は10月3日から11月28日まで

●販路開拓などに取り組む皆様へ この補助金を活用してみませんか？

- ・この補助金は、事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けて自ら策定した経営計画に基づく販路開拓など（新規顧客の獲得や新市場への進出など）の取り組みを支援するものです。
- ・商工会では申請支援だけでなく、経営計画の策定支援を行っていますのでお気軽にご相談ください。

（補助対象経費）機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、委託外注費

（補助率）2/3 以下

（補助上限額）50 万円

（補助対象事業者）小規模事業者 ※業種、従業員数によって判定します。

業種	従業員数
商業・サービス業（宿泊・娯楽業を除く）	常時使用する従業員 5 人以下
サービス業のうち、宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員 20 人以下
製造業、その他	常時使用する従業員 20 人以下

※本補助金には、インボイス特例や賃金引上げ特例があります。

インボイス特例 補助上限を 50 万円上乗せ

賃金引上げ特例 補助上限を 150 万円上乗せ

賃上げ特例を活用する赤字事業者は補助率が 3/4に
各特例の適用には要件があります。また、申請時に加点される項目があります。要件や加点項目については商工会へお問い合わせください。

最賃引上げ

■岐阜県最低賃金が 1, 0 6 5 円に

●10月18日から、時間額1, 065円に引き上げられます。

- ・現行の最低賃金額（1時間1, 001円）から64円引き上げられます。それに伴い「自動車・同附属品製造業最低賃金」についても、この最低賃金が適用され、10月18日から引き上げる必要があります。

助成金紹介

■厚生労働省の賃金引き上げの支援策

●業務改善助成金

- ・事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その設備投資等費用の一部が助成されます。

●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

- ・非正規雇用（パートなど）の基本給の賃金規定等を3%以上増加改定し、その規定を適用させた場合に助成されます。

●働き方改革推進支援助成金

- ・労働時間の削減や年次有給休暇取得の取得促進等に取り組む中小企業事業主に労働能率が増進する設備を導入し、成果を上げた場合に助成されます。

この他にも、従業員に専門的な知識や技能を習得させるため職業訓練を受けさせた時の賃金の一部を助成する制度や、人材確保のために雇用管理改善に繋がる制度の導入などにより離職率を低下させた事業主への助成があります。

セミナー

■セミナーのご案内

●Google ビジネスプロフィール活用セミナー

- ・あなたのお店は、Google でどのように表示されていますか？
何もしていないなんて、もったいない！
あなたのお店を Google ビジネスプロフィールでPR しましょう！！

（日 時）11月27日（木） 13時～
（場 所）小坂振興事務所 1階会議室
（持ち物）スマホ、筆記用具
（講 師）丸山 学 氏（中小企業診断士）

お申込みは商工会までご連絡下さい。電話番号：0576-62-2176

事前告知

■工業部会、観光部会合同 視察研修のご案内

日 時：令和7年11月5日（水）
研修先：メッセなごや（予定）
正式な、ご案内は後日お送りします。

*補助金や専門家派遣、経営に関するお悩みは

お気軽に商工会までお問い合わせください。

小坂町商工会 電話：0576-62-2176 FAX：0576-62-3916